

上尾市告示第 1 1 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 3 7 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、上尾市都市整備部建設管理課において、令和 8 年 3 月 3 1 日から同年 4 月 1 4 日まで（ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）における午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までの間、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

上尾市長 畠 山 稔

1 占用を制限する路線名、区間、開始の期日

番号	路線名	占用を制限する区間	占用制限開始の期日
1	1 0 0 4 号線	上尾市大字小敷谷 7 1 3 番地先～ 上尾市大字平方 3 7 8 1 番地先	令和 8 年 4 月 1 5 日
2	1 0 0 8 号線	上尾市中妻二丁目 2 番地先～ 上尾市柏座二丁目 6 3 2 番地先	令和 8 年 4 月 1 5 日
3	1 0 0 9 号線	上尾市大字小敷谷 8 8 0 番地先～ 上尾市春日二丁目 5 番地先	令和 8 年 4 月 1 5 日
4	1 0 1 1 号線	上尾市大字小泉 4 番地先～ 上尾市大字今泉 3 6 5 番地先	令和 8 年 4 月 1 5 日
5	1 0 1 5 号線	上尾市老丁目北 2 4 番地先～ 上尾市谷津二丁目 6 5 5 番地先	令和 8 年 4 月 1 5 日
6	1 0 2 1 号線	上尾市上平中央三丁目 4 4 番地先～ 上尾市大字南 5 7 9 番地先	令和 8 年 4 月 1 5 日
7	1 0 2 2 号線	上尾市緑丘一丁目 1 4 4 番地先～ 上尾市上町二丁目 4 0 1 番地先	令和 8 年 4 月 1 5 日
8	1 0 2 3 号線	上尾市本町五丁目 9 5 番地先～ 上尾市大字平塚 2 4 4 1 番地先	令和 8 年 4 月 1 5 日
9	1 0 4 3 号線	上尾市泉台一丁目 7 番地先～ 上尾市泉台三丁目 4 番地先	令和 8 年 4 月 1 5 日
1 0	1 0 5 3 号線	上尾市上町二丁目 3 8 6 番地先～ 上尾市春日一丁目 1 6 番地先	令和 8 年 4 月 1 5 日
1 1	1 0 6 3 号線	上尾市柏座二丁目 5 5 2 番地先～ 上尾市谷津二丁目 1 9 9 番地先	令和 8 年 4 月 1 5 日
1 2	1 0 6 7 号線	上尾市大字平方 3 9 8 7 番地先～ 上尾市大字平方 3 8 4 5 番地先	令和 8 年 4 月 1 5 日

13	1068号線	上尾市小泉九丁目4番地先～ 上尾市小泉二丁目24番地先	令和8年4月15日
14	1069号線	上尾市大字小敷谷818番地先～ 上尾市大字小敷谷815番地先	令和8年4月15日
15	1075号線	上尾市今泉三丁目16番地先～ 上尾市今泉二丁目25番地先	令和8年4月15日
16	2005号線	上尾市大字平方3499番地先～ 上尾市大字平方3111番地先	令和8年4月15日
17	2008号線	上尾市大字平方2123番地先～ 上尾市大字平方3106番地先	令和8年4月15日
18	2014号線	上尾市浅間台一丁目22番地先～ 上尾市浅間台一丁目17番地先	令和8年4月15日
19	2021号線	上尾市柏座一丁目614番地先～ 上尾市柏座二丁目618番地先	令和8年4月15日
20	2049号線	上尾市浅間台一丁目6番地先～ 上尾市浅間台一丁目13番地先	令和8年4月15日
21	10665号線	上尾市大字平方946番地先～ 上尾市大字平方521番地先	令和8年4月15日
22	20427号線	上尾市柏座一丁目67番地先～ 上尾市柏座三丁目444番地先	令和8年4月15日
23	30444号線	上尾市大字南110番地先～ 上尾市大字西門前577番地先	令和8年4月15日

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。